### 防衛医科大学校達第3号

防衛医科大学校の医学教育部、病院及び高等看護学院の内部組織に関する訓令(昭和54年防衛庁訓令第21号)第26条の規定に基づき、係及び部に置く主任等に関する達を次のように定める。

昭和54年4月4日

防衛医科大学校長 加納保之

## 係及び部に置く主任等に関する達

改正 昭和55年 4月 5日達第 3号 平成16年 3月31日達第 2号 平成29年 3月30日達第 3号 昭和56年 4月 3日達第 1号 平成17年 4月 1日達第 2号 平成30年 3月30日達第 3号 昭和57年 4月 6日達第 4号 平成18年 3月31日達第 3号 令和 2年 3月31日達第10号 昭和58年 4月 5日達第 4号 平成19年 3月28日達第 5号 令和 3年 3月31日達第 2号 令和 4年 3月30日達第 7号 昭和59年 4月10日達第 2号 平成21年 3月31日達第 4号 平成22年 4月 1日達第 8号 昭和62年 5月21日達第 5号 令和 5年 6月30日達第 3号 平成 3年 4月12日達第 4号 平成23年 4月 1日達第 1号 平成 4年 4月10日達第 1号 平成23年12月27日達第 5号 平成 5年 4月 1日達第 4号 平成24年 4月 6日達第 1号 平成 8年 5月11日達第 6号 平成25年 5月16日達第 4号 平成14年 2月27日達第 1号 平成26年 4月 1日達第 4号 平成14年 4月 1日達第 3号 平成28年 3月31日達第 9号

(主任)

- **第1条** 別表第1の左欄に掲げる係等に、それぞれ同表の右欄に掲げる定数の主任を置く。
- 2 主任は、係等の長の命を受け、当該係等の事務の一部を分掌する。 (主任技師等)
- 第2条 別表第2の左欄に掲げる部に、それぞれ同表の右欄に掲げる定数の主任臨床検査技師、主任診療放射線技師、主任理学療法士及び主任薬剤師(以下「主任技師等」という。)を置く。
- 2 主任技師等は、技師長(リハビリテーション部、輸血・血液浄化療法部及び薬剤部 にあっては部長)の命を受け、当該主任技師等が所属する部の部長が病院長の承認を 得て定める業務を行う。

(副看護師長)

- **第3条** 別表第3の左欄に掲げる部に、それぞれ同表の右欄に掲げる定数の副看護師長 を置く。
- 2 副看護師長は、看護師長の命を受け、看護部長が病院長の承認を得て定める業務を行う。

### 附 則

- 1 この達は、昭和54年4月4日から施行する。
- 2 係及び部に置く主任等に関する達(昭和52年防衛医科大学校達第7号)は、廃止す

る。

### 附 則

- この達は、昭和55年4月5日から施行する。 附 **則**
- この達は、昭和56年4月3日から施行する。 附 **則**
- この達は、昭和57年4月6日から施行する。 附 **則**
- この達は、昭和58年4月5日から施行する。 附 **則**
- この達は、昭和59年4月10日から施行する。 附 **則**
- この達は、昭和62年5月21日から施行する。 附 **則**
- この達は、平成3年4月12日から施行する。 附 **則**
- この達は、平成4年4月10日から施行する。 附 則
- この達は、平成5年4月1日から施行する。 附 **則**
- この達は、平成8年5月11日から施行する。 附 **則**
- この達は、平成14年3月1日から施行する。 附 **則**(抄)
- この達は、平成14年4月1日から施行する。 附 **則**(抄)
- この達は、平成16年4月1日から施行する。 附 則
- この達は、平成17年4月1日から施行する。 附 則
- この達は、平成18年4月1日から施行する。 附 **則**(抄)
- この達は、平成19年4月1日から施行する。 附 則
- この達は、平成21年4月1日から施行する。 附 則
- この達は、平成22年4月1日から施行する。

## 附 則

- この達は、平成23年4月1日から施行する。 WH EN
- この達は、平成23年12月27日から施行する。 附 **則**(抄)
- この達は、平成24年4月6日から施行する。 附 **則**(抄)
- この達は、平成25年5月16日から施行する。 附 **則**
- この達は、平成26年4月1日から施行する。 附 **則**
- この達は、平成28年4月1日から施行する。 附 **則**
- この達は、平成29年4月1日から施行する。 附 **則**
- この達は、平成30年4月1日から施行する。 附 **則**
- この達は、令和2年4月1日から施行する。 附 則
- この達は、令和3年4月1日から施行する。 附 **則**
- この達は、令和4年4月1日から施行する。 附 **則**
- この達は、令和5年7月1日から施行する。

# 別表第1 (第1条関係)

係等	主任の定数
病院運営課総務係	1
防衛医学研究センター	1

# 別表第2 (第2条関係)

部	主任技師等の定数	
検査部	主任臨床検査技師	7
放射線部	主任診療放射線技師	5
リハビリテーション部	主任理学療法士	1
輸血・血液浄化療法部	主任臨床検査技師	1
薬剤部	主任薬剤師	6

# 別表第3 (第3条関係)

部	副看護師長の数
医療安全・感染対策部	1
救急部	5
集中治療部	2
看護部	2 1